

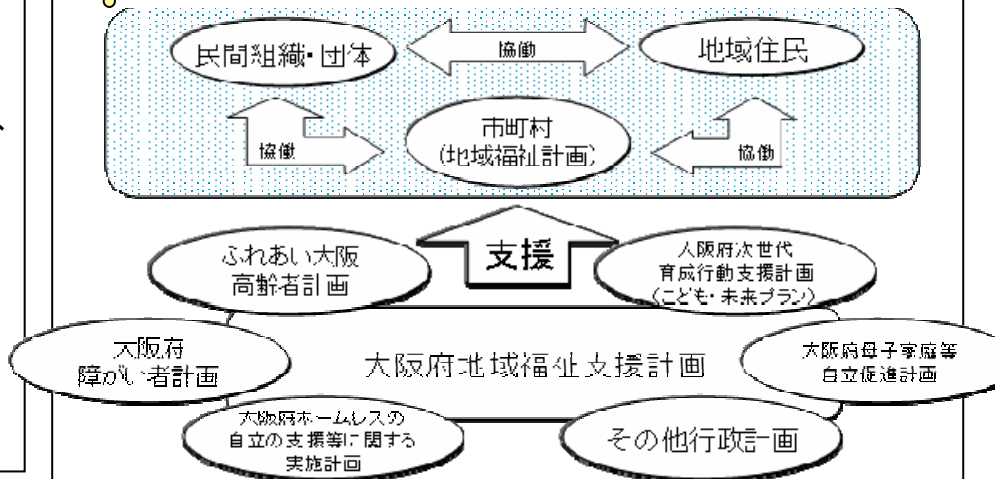
# 第2期大阪府地域福祉支援計画の概要

計画期間：H21～25年

## 地域福祉の理念

- 1 地域福祉とは  
地域の住民一人ひとりが主役となって、年齢、性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、誰もがよりよく生きることのできる住みよいまちづくりの活動を地域の实情に応じて計画的に連帯して進め、その成果を次の活動に活かすという不断の取り組み
- 2 地域福祉推進の意義
  - (1) 新たなつながり・連帯の構築
  - (2) 都市特有の生活・福祉課題への対応
  - (3) 新しい地方自治の推進
- 3 地域福祉推進に向けた原則と3つの視点  
住民主体の原則のもと、次の3つの視点を基本に取り組みを推進
  - (1) 人権の尊重
  - (2) ソーシャルインクルージョン
  - (3) ノーマライゼーション

## 第2期計画の概念図



## 第2期計画の推進方策

### 1. 地域福祉のセーフティネットの構築

- ① 市町村における地域福祉コーディネーター関係事業の取り組み支援
  - ・ 小地域ネットワーク活動等の先進事例を収集し、市町村へ情報提供することにより、各地の多様なセーフティネット構築に向けた取り組みの促進
  - ・ 市町村が配置するCSW等の資質向上を図るための新任・現任研修の実施
- ② 身近な地域福祉の担い手である民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり
  - ・ 資質向上を図るための研修の充実
- ③ 地域の要援護者を把握し、支援するための取り組みの促進
  - ・ 日頃から市町村、民生委員等関係者との間で地域の要援護者に関する必要な情報を共有できるよう、必要な啓発の実施

## 市町村、民間団体、地域住民、大阪府の役割

- (1) 市町村、民間団体、地域住民の役割
  - ① 市町村：  
基礎的自治体として、利用者の立場に立った福祉サービス提供体制の整備及び住民の地域福祉活動の促進
  - ② 民間団体：  
連携しながら、福祉課題を解決するための多様な福祉サービスを提供することにより、地域に「新たな公」を創出
  - ③ 地域住民：  
地域福祉活動への主体的な参加等により、地域に「新たな公」を創出し、「協働」を推進
- (2) 大阪府の役割  
広域的自治体として、広域的・専門的な福祉ニーズへの対応による市町村支援及び市町村間の連携や市町村と民間との連携による地域福祉施策の推進等府域のコーディネート

## 第2期計画の目標と施策の方向性

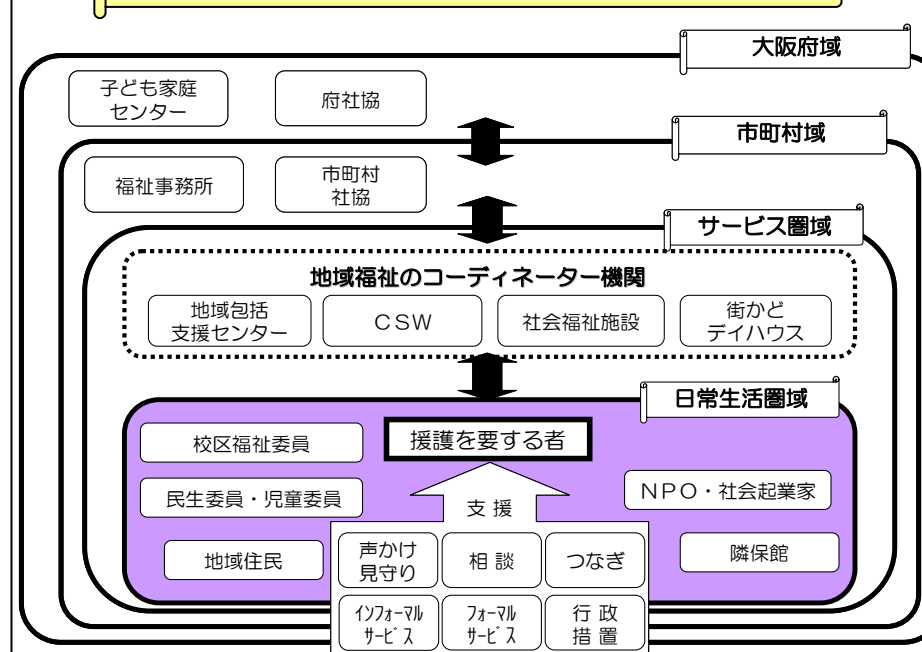
### 計画の目標

- 誰もが困ったときに身近なところで支援を受けられる地域社会
- 誰もが地域と「つながり」をもち、ともに支え、支えられる地域社会
- さまざまな団体の連携で地域福祉が展開されている地域社会

### 施策の方向性

- 地域福祉のセーフティネットの構築
- 市町村支援
- 地域福祉・福祉サービスの担い手づくり
- 地域での自立生活を支える福祉基盤づくり

## 大阪府の地域福祉のセーフティネットのイメージ



## 第2期計画策定の趣旨

- 1 わが国の地域福祉をとりまく状況の変化
  - 公的福祉サービスが分野ごとに整備された一方で、それだけでは対応しきれない制度の狭間の問題が一層顕在化
  - 不安定な就労形態の労働者の増加、多重債務等によりセーフティネットの充実が一層必要。
- 2 大阪府の地域福祉をとりまく状況の変化
  - 高齢化の急速な進展等
  - 第1期計画の取組期間終了（～H20年度）等
  - 「大阪維新プログラム（案）（H20年6月）」の策定に伴う小地域ネットワーク活動推進事業及びCSW配置促進事業等主な地域福祉関係事業の再構築

## 第1期計画(H15～H20)の主な取組み

- コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業  
府内39市町村に142人を配置（H20年度）
- 大阪府地域健康福祉支援市町村総合補助制度の創設
- 地域の福祉課題に取り組む社会起業家の育成支援  
社会起業家へのコンサルテーション等を行う中間支援組織6団体に対して支援。（H17年度～H19年度）  
ファンド助成数 34団体（～H20年度）

### 2. 市町村支援

- ① 地域福祉施策の推進に対する支援
  - ・ 大阪府地域福祉・子育て支援交付金により、市町村地域福祉計画の目標達成に資する事業を支援
- ② 市町村地域福祉計画の策定等に対する支援
  - ・ 地域福祉計画の策定に関する連絡会議の開催、地域福祉計画の改訂を予定する市町村と府でワーキンググループを設置

### 3. 地域福祉・福祉サービスの担い手づくり

- ① 地域福祉を支えるこれからの担い手の確保
  - ・ 企業等との連携により、若い世代や企業退職者等の新たな地域福祉の担い手を確保
- ② 社会起業家の育成・支援
  - ・ 市町村社会福祉協議会等が社会起業家の事業と地域の福祉課題とを結びつけるコネクターとしての機能を持つことができるよう支援
- ③ 地域貢献を行う企業との連携の推進
  - ・ 地域貢献を行う企業との連携による地域福祉の推進
- ④ 福祉を支える専門人材の養成・確保
  - ・ 潜在的有資格者の再就職支援やシニア層等多様な人材の福祉分野への参入促進

### 4. 地域での自立生活を支える福祉基盤づくり

- ① 社会福祉協議会に対する活動支援
  - ・ 市町村社会福祉協議会や社会福祉施設等が連携し、地域の福祉課題解決に取り組む仕組みづくりの推進
- ② 大阪後見支援センター（あいあいねっと）の再構築
  - ・ スーパーバイズ機能の強化
  - ・ 成年後見制度の新たな担い手づくりの推進
- ③ 福祉サービスの苦情解決体制への支援
  - ・ 第三者委員の一層の設置促進
- ④ 福祉サービス第三者評価事業等の推進
  - ・ 受審促進のための普及啓発
- ⑤ 福祉有償運送の推進
  - ・ 運営協議会の運営支援